

政令第二十九号

放送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十三年三月三十一日とする。

理由

放送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。